

14 流通・サービス業関係

ア 医薬品等

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し(厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	改定計画・流通ア	逐次実施		

イ その他

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
小売市場開設許可(経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	改定計画・流通イ	引き続き検討		
食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用(厚生労働省)	食品衛生法に基づき都道府県等が条例で定める営業施設の基準に関し、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認めた事項については、しん酌することが可能である旨、各都道府県等に周知する。 【「食品衛生法に基づく営業許可について」平成20年3月27日厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知】	改定・流通イ	措置済		